

電気柵設置補助事業改正のご案内

近年、イノシシ等の有害鳥獣によるほ場の被害が増加しており、現在村では被害を防止するため電気柵設置を推進し、購入費用の一部補助を行っております。被害防止策をより充実させるために、事業の補助内容を改正いたしましたので、ご活用ください。

補助内容

対象ほ場	対象者	補助率
田	個人(1ha 未満)	経費の 2 分の 1 (上限 3 万円)
畑	個人(1ha 未満)	経費の 2 分の 1 (上限 5 万円 ただし、農業共済に加入しているほ場については上限 3 万円)
田及び畑	個人(1ha 以上) 集団(2 戸以上且つ 1ha 以上)	経費の 2 分の 1 (上限なし)

なお、農協と共済組合においても電気柵購入補助がありますので、ぜひご活用ください！！  
(ただし、農協については農協で購入した資材、共済組合については農業共済に加入しているほ場が対象となります。)

詳しくは役場産業課(82-2117)までお問い合わせください。

